解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目四番一号

医療法人清雄会

清算人　竹林　匡史

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月二十日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号

マンション京都白金台マンション建替組合

代表清算人　豊島夕起夫

解散公告（第二回）

当組合は令和八年七月一日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地

西尾上矢田北部土地区画整理組合

清算人代表　稲垣　光男

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市城東区成育一丁目七番七号

医療法人成義会

清算人　桝屋加奈子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月十五日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

千葉県長生郡白子町関八六七番地

農事組合法人白子町花卉園芸組合

清算人　酒井　正孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

富山県砺波市庄川町三谷二一七八番地

宗教法人大安寺

清算人　松本　宣雄

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

三重県熊野市有馬町二八五番地の一

医療法人社団小山医院

清算人　小山　徹

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月二十九日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市生野区小路一丁目二三番一三号

清福寺

清算人　弁護士　藤田　知美

連絡先　大阪市北区梅田二―四―九ブリーゼタワー一二階弁護士法人イノベンティア

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十三日山口地方裁判所下関支部の解散命令により、解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

山口県下関市大字清末蔵本第一八三〇番地

宗教法人萩教会

清算人　弁護士　薄井　健太

連絡先　山口県下関市南部町二番七号

弁護士法人ラグーン

第19期決算公告　令和8年6月17日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

株式会社Gran Manibus

代表取締役

ミゲルアンヘルエステベスアベ

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	337,535
	固定資産	109,813
	資産合計	**447,348**
負債及び純資産の部	流動負債	67,085
	固定負債	16,100
	株主資本	364,163
	資本金	90,000
	資本剰余金	31,727
	利益剰余金	242,436
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	241,936
	（うち当期純損失）	(61,660)
	負債・純資産合計	**447,348**